

令和 元年 6月 11日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会 長 高 尾 義 則 殿

関西地方本部区域選出社員
JA3HBF 田原 廣

第 8 回定時社員総会準備書面

1. 議題審議に入る前に

昨年の第 7 回定時社員総会において私の伏見元理事に関する質問に対し高尾義則会長は虚偽の答弁（社員総会速記録 p21～p22）を行った。虚偽答弁である事は総会後に伏見氏本人及び複数人の理事から証言を得た事により明らかとなった。虚偽答弁に対し抗議すると共に伏見氏及び、社員全員に対し謝罪する事を求める。

社員総会はこの組織においての最高の議決機関である。この様な虚偽答弁が許されるものではなく、この様な虚偽答弁が行われれば社員総会そのものの存在意義が失われてしまう。高尾義則会長には今回の社員総会においては決して虚偽答弁を行わない旨の宣誓をしていただきたい。

2. 議長団へ申し入れ

(1)昨年の第 7 回定時社員総会において上記の件に関して、JR3QHQ 田中透社員(当時)から関連質問があったが「議題には関係が無い。」との事で質問を拒否した。(社員総会速記録 p23)しかし、これは理事選任という社員にとっては最も重要な任務のひとつに関する事柄であり、質問を拒否した事は極めて遺憾である。今回の定時社員総会においては社員総会議事運営規程第 8 条に従い、「議長は校正な立場で議事の運営を進める」こととし、二度と昨年の社員総会の様な事が無いよう申し入れる。

(2) 昨年の第7回定時社員総会における採決の際に下記の疑義(1)～(3)の疑義が持たれる採決が行われた。

疑義(1)：集計するのに異常に長い時間がかかりすぎたこと。

疑義(2)：集計中に事務局長が急いで集計作業場所へ駆けつけたこと。

疑義(3)：可否を保留した社員がいたにも拘わらず賛否総数が有効投票数の121票と同数であったこと。

このような疑義が持たれる採決を避けるため、また事後の検証を可能とするために採決にあたっては下記(1)～(7)の提案を全社員に問うことを要求する。

- (1) 投票にあたり、議場を閉鎖し議決権の員数を再確認すること。
- (2) 採決方法は社員総会議事運営規程第15条による投票とすること。
- (3) 投票は無記名とし、投票箱を用意すること。
- (4) 投票にあたっては「賛成」、「反対」、「保留・棄権」の投票箱に投票すること。
- (5) 立会人は6名とし社員の中から無作為に選任すること。多数の場合は抽選とすること。選任にあたって議長には一任はしない。
- (6) 開票は各投票箱を同時に開票し、立会人はその員数を確認すること。
- (7) 議決権の員数と有効投票数との整合を確認すること。

3. 第1号議題 平成30年度決算の件

(1) 赤字幅減少の件

高尾義則会長は赤字幅が減少したと豪語しているが、これは昨年度途中で職員が3名退職したことによって減少したままで、職員がそのまま在職していれば昨年より赤字幅（積立金取崩額）は増加していた。これでも赤字幅は減少した健全経営と言えるのか？高尾義則会長の認識を問う。

(2) 広報大使の件

理事会の承認も無しに独断と偏見でお二人の歌手を広報大使として任命した。この件について尋ねられると高尾義則会長は「お金がかかっていないから良い。」と釈明しているようだが、

たとえボランティアであったとしても、お二人の広報大使には移動時に経費（交通費等）を支給している。理事会の承認無しにこのような事業を行うことも認められないし、それらの経費を支出する事も認めることができない。平成 30 年度決算においてこれらの費用はどのような名目でいくらの金額を支出したのか？詳細なる回答をいただきたい。

(3) 原昌三元会長ご遺族からの寄付金の件

原昌三元会長のご遺族から寄付をしていただいたようだが、その金額と決算書のどの名目で扱っているのか？そしてその寄付金の使途についても回答されたい。

参考までに JARD も同様の寄付金を受けたようだが、JARD はその寄付金を元に「原昌三メモリアルアワード」を発行している。（下記 URL 参照）

<https://www.jard.or.jp/information/memorial-award2019.pdf>

4. 第 2 号議題 理事解任の件

(1) 「社員提案に対する反対意見書」送付の件

社員招集通知に理事 4 名連記の「社員提案に対する反対意見書」を同封したのは理事会において反対意見表明すべきと言う提案が審議され多くの理事からの反対意見により理事会としては意見表明はしないとしたことに反する行為である。理事会の意向に反してまでこの様な行為を行った理由を明快に説明していただきたい。

(2) 反対意見表明について理事会での同意が得られていない中、この様な理事会の意向に反した行為に対し一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条により理事の職務の執行を監査する事ができるが、監事のご見解を伺いたい。

(3-1) 理事会の責務

理事会は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条 2 項の二において「理事の職務の執行の監督」が規定されている。理事会での審議に反し適正とは言えない会長高尾義則・専務理事日野岳充の行動を黙認した理事及び副会長森田幸司及び原恒夫は会長及び専務理事の監督を怠った責任は重いと言わざるを得ない。理事会の責務として会長、副会長及び専務理事を除いた他の理事の見解を伺いたい。

(3-2) 副会長の責務

JARL 定款においては「副会長は、会長を補佐する。」とあるが、一般社団法人法においては副会長と言う職は規定されていない。つまり一般社団法人法の方が上位にあり、法律上にお

いては一理事であり(3-1)で述べた他の理事と同様に代表理事、業務執行理事を監督する立場にあり職務怠慢である。よって理事会で決議されなかった上記の件につき連名で反対意見を表明するのは違法行為であると言わざるを得ない。両副会長の見識を疑うものであり副会長の所感を伺いたい。

5. 平成 30 年度事業報告の件

5-1. 会員数増減の件

(1) 会員増強キャンペーンにも拘わらず会員減少に歯止めがきかないのはなぜか？米国においては年々ハム人口が増加している。特に若年層の増加が著しい。米国との違いについてどのような認識を持っているのか？

(2) 現在従事者免許保有数は 347 万を超え、その内アマチュア無線局数は 41 万局強である。にもかかわらず JARL 会員数が 6 万というのは JARL のどこかに問題があるのでは無いか？その問題点を認識できないうちは改善もできない。何か問題点の認識と改善策は持ち合わせているのか？それらの「ある・なし」を問いたい。もしあるのであればその具体的な改善策を伺いたい。

(3) 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会（以下 JARD とする）ではアマチュア無線振興のため色んな振興策を総務省に対して真剣に提言や要望をしている。例えば子どもたちが免許無しに体験できる様に現在は ARISS のみに適応されている特例措置についてその適応範囲を拡大して欲しいと要望している。その他、社会貢献制度や免許制度に対する提言も行っている。それらの事業を JARD と共同で行いアマチュア無線の振興に尽力するつもりは無いか？

5-2. ローバンドにおける連続解放について

昨年の社員総会においても同様の質問をさせていただいたが具体的な回答が得られなかったため再度質問し、具体的な回答を求める。

上記の件、昨年の通常総会において高尾義則会長からは日頃から交渉をしているとの回答であったが、下記(1)～(6)の質問につき個々の具体的な回答を求める。

- (1) 総務省と会談（打合せ等）を行った全ての会談実施日の記録の公開。
- (2) その時の総務省の相手方（職位または職責）
- (3) その会談内容及び、それによってバンド解放に向けた具体的な進捗状況
- (4) 上記の会談から得られた情報を元に今後の連続解放に向けての動きはどのような予測をもっているか？

(5) 現在当該バンドにおいて業務局に許可が下りているのは承知しているが、実際の所それらは運用されていないのが現実と思われる。(既得権益の保持) それらの現状を JARL として調査して利用状況を把握し、その上で総務省に対して連続解放に向けて要請すべきと考えるが高尾義則会長の所見を伺いたい。

(6) 私は業務局が存在してもこの連続化のためには当初は我々アマチュアには許可の条件として二次業務 (Secondary) でも構わないと思っている。まず許可を得る事が先決と考えるが高尾義則会長の所見を開陳願いたい。

5-3. フィールドディコンテスト (以下 FD という) ルール改正の問題について

FD のルール改正 (改悪) 前と改正 (改悪) 後の参加局数に変化はあるか? 常置場所以外での参加局 (フィールドステーション) の増減と常置場所または設置場所からの参加局 (ホームステーション) の増減はどうか? ホームステーション同士の交信を認めることは FD の開催意義を失うものであるが、高尾義則会長の FD に対する見識を伺いたい。さらに FD コンテストのルール (開催時間帯、ホームステーション同士の QSO を無効) を元に戻す意向があるのか伺いたい。

5-4. Radio JARL.com と JARL NEWS の件について

我々に対する反論文書の中に「インターネットラジオには全国に多くのリスナーがいる。」と反論しているが、JARL NEWS 発行に関しては「JARL NEWS をホームページにて提供するも利用率は低い。」と主張している。JARL 会員には高齢者も多くネット環境を備えていない会員が多いのであれば JARL NEWS への説明も理解できるが、それであればインターネットラジオのリスナーが多いと説明するのは盾と矛である。もし、インターネットラジオの説明の通りリスナーが多いのであればホームページ上での JARL NEWS に対して会員が魅力を感じていないからでは無いか? 相反する反論に明快な説明を求める。

5-5. 総務省のパブコメの件について

総務省では7月5日〆切の「屋外 P L C」に関するパブリックコメントを募集しているが JARL としては反対意見は出さないのか? その対応は如何するのか? 回答を求める。

以上。